



厚生労働省北海道労働局発表  
令和3年8月20日

担当

厚生労働省北海道労働局  
雇用環境・均等部指導課  
長 佐藤 浩一  
雇用環境改善・均等推進指導官 瀬口 哲生  
代表電話 011(709)2311 (内線 3577)  
直通電話 011(709)2715

## 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業が決定しました 《株式会社 北海道銀行》

北海道労働局（局長 うえだくにお 上田国土）は、令和3年7月30日、株式会社北海道銀行を女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しました。

この認定は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等一定の要件を満たした場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度で、評価基準に応じて3段階に分かれており、株式会社北海道銀行は評価基準を全て満たす「3段階目」の認定となりました。

つきましては、令和3年8月30日（月）14時30分から北海道労働局において、認定通知書の交付式を行う予定となっております。

### えるぼし認定企業＜3段階目＞

#### 株式会社 北海道銀行

代表取締役頭取 兼間 祐二  
従業員数 3,130名（うち女性 1,821名）  
札幌市 金融業



#### 女性活躍の状況（評価基準）

- 採用：直近3事業年度において、採用における女性の競争倍率 $\{(応募者数/採用者数) \times 0.8\}$ が男性の競争倍率より低くなっている
- 継続就業：女性の通常の労働者の平均継続勤務年数が、産業平均値以上である
- 労働時間等の働き方：労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の1人あたりの平均が、直近の事業年度の各月ごとで、全て45時間未満である
- 管理職比率：管理職に占める女性の割合が産業平均値を上回る
- 多様なキャリアコース：直近3事業年度において、正社員への転換等を行っている

#### 〈添付資料〉

- 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定について
- 北海道における女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業一覧（令和3年7月30日現在）  
道政記者クラブ・経済記者クラブ同時提供